

【用語】 仲間—中間、旗本屋敷で働く人 上納辻—上納額の合計 蔵米—年貢として蔵屋敷へ納める米 駄賃—運送料 蔵敷—蔵敷料、保管料 指引—差し引き 西鹿田村—新田郡笠懸町

【解説】 旗本は、將軍の直屬家臣のうち家禄一万石未満で、お目見え以上の家格をもつ者である。上級の旗本には知行地を与えられた者も多い。久永氏は、上野国佐位・新田・邑楽郡、下野国安蘇郡、武蔵国児玉郡、常陸国河内・信太郡などで三二〇〇石を知行し、先手弓頭・書院番頭・小姓組頭・駿府城番・浦賀奉行などを歴任した比較的大身の旗本である。同氏は知行地の一つである佐位郡東小保方村おぼかた新町組佐波郡東村に陣屋を置いていた。陣屋では家臣の萩原氏や清水氏が陣屋元役人に取り立てられ、年貢徴収などの民政を担当した。その管轄範囲は久永氏の知行所全域に及んでいたようである。

この文書は、文化五年（一八〇八）新田郡西鹿田村の名主から陣屋元役にあてた年貢・諸役金の勘定覚である。合計額は、仲間給金拝借分の一〇兩と、その二カ月分の利息を合わせた一〇兩一分と五五〇文であるが、実際に上納されたのは、そこから御蔵米の運賃、炭代金とその運賃・保管料などを差し引いた六兩一分二朱二八〇文であった。仲間給金の内容や借用理由については不明であるが、萩原家に残る陣屋元の「勘定帳控」には、陣屋元への定期的な収入源として「仲間給金」の項目があり、恒常的な年貢の一部となっていたと考えられる。